

第三者行為該当レセプト作成時の注意事項

日頃から国民健康保険及び後期高齢者医療制度の運営につきましては、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、愛媛県国民健康保険団体連合会では愛媛県内の各市町、各国保組合及び愛媛県後期高齢者医療広域連合（以下、「保険者等」という。）から委託を受けて、第三者行為損害賠償求償事務を行っております。具体的には第三者行為（交通事故等）による疾病等に対して、国民健康保険及び後期高齢者医療保険による施術を行った場合は、保険者等が負担した保険者負担分を相手方へ求償を行うものです。この損害賠償求償事務を円滑に行うために以下の点についてご注意いただきますようお願いいたします。

1 柔道整復施術療養費支給申請書の負傷の原因欄の記載について

第三者行為（交通事故等）による疾病等に対して、施術を行った場合には負傷の原因欄に「第三者行為による」等の記載をお願いします（損保会社介入の有無や被害者の過失割合に関係なく、負傷の原因欄の記載をお願いします）。

また、第三者行為による疾病等の施術期間が複数月にわたる場合、施術中止までは、全ての柔道整復施術療養費支給申請書の負傷の原因欄に「第三者行為による」等の記載をしてください。

2 柔道整復施術療養費支給申請書の事故分金額の表示について

事故外施術等と区別するために、摘要欄に事故分に係る施術金額の記載をお願いします。

3 第三者行為による疾病等の施術を自賠責保険（自由診療）等にて行った場合

- ① 第三者行為による疾病等の施術は自賠責保険（自由診療）等で行い、一般疾病のみ施術する場合は、負傷の原因欄に「第三者行為による」と記載しないでください。
- ② 第三者行為による疾病等の施術を自賠責保険（自由診療）等から健康保険等へ切り替えた場合は、月の途中であっても負傷の原因欄に「第三者行為による」を記載してください。

4 その他

① 第三者行為による疾病等で健康保険等を使用した施術を行う場合は、保険者等への届出が法律で義務付けられています（国民健康保険法施行規則第32条の6、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第46条）。

施術所の受付窓口で、被害者（患者）に対し、保険者等への届出について説明いただきますようお願いいたします。

② 損害賠償求償事務の処理上、国保連合会から施術所に対して、被害者の施術状況、施術中止日及び事故分に係る施術金額等をお尋ねすることがありますので、その際にご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

【参考】 疾病等の原因が第三者行為となるものには、次のようなケースがあります。

【第三者行為による疾病等の例】

- 交通事故（車、バイク、自転車含む）
- 傷害事件、暴力行為によるけが
- 他人の飼い犬に咬まれた
- 飲食店での食事が原因で食中毒になった
- 建物や工事現場からの落下物等でけがをした
- 学校や店舗等、施設設備の欠陥でけがをした
- 道路の瑕疵（マンホールのふたがきちんと閉められていなかった）が原因で負傷した（車で乗り上げた、歩行中につまづき転倒した等）
- スキー・スノーボードなどとの衝突・接触事故

※運転者のハンドル操作誤りによる自損事故は該当しませんが、同乗者については、運転者を相手方とした求償対象案件となるため、同乗者の柔道整復施術療養費支給申請書の負傷の原因欄に「第三者行為による」の記載が必要です。

ご不明な点等がございましたら、以下までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

愛媛県国保連合会 業務支援課 損害賠償求償室 (Tel. 089-968-8853)